

## 大阪大学医学系研究科における研究費等の不正使用に関する中間報告(概要)

### 1 当事者の氏名等

医学系研究科元教授 A (以下「A教授」という。)

### 2 調査の経緯

平成22年4月28日、医学系研究科 A教授が特任研究員の名前で架空の旅行命令を切らせるなど研究費の不正使用をしている疑いがあるとの通報があったことを受け、同6月2日、「研究費等の不正使用に係る調査委員会」を設置

### 3 調査の方法・対象等

通報内容に従い、A教授が所属する研究室に係る平成20年度以降の研究費の使用を中心に調査を開始。A教授を含め関係者から20回の事情聴取、及び経理関係書類の精査を実施。

### 4 現時点における不正に使用されたと認められる研究費の額

17,311,987 円

### 5 事実関係

#### (1) 旅費

- 平成20年度以降、研究室の助教及び特任研究員について2,177,280円のカラ出張が認められる。
- 平成20年度以降、A教授について、506,110円のカラ出張等が認められる。
- A教授の平成21年の海外出張旅費のうち、217,690円については、本人のものではないと思われる。

#### (2) 架空伝票によるパソコンの購入

- 平成21年12月に購入されたパソコン5台、1,135,680円について、消耗品を購入したことにした架空の伝票が作成されている。

#### (3) 架空伝票操作による預け金

- 平成17年から平成22年にかけて研究室に係る物品の購入に関して、11,963,483円の架空伝票が作成されている。

#### (4) 特任研究員の給与の支給と一部返還

- 特任研究員が欠勤してる期間について、1,311,744円の給与が支払われている。
- 特任研究員3人が、支払われた給与から合計2,189,155円を研究室に返還している。

#### (5) 通帳の預金の使途

- A教授以外のカラ出張の旅費及び特任研究員から返還のあった給与は、研究室の通帳に預金されている。
- 通帳からA教授に合計2,535,607円が渡されている。
- 平成21年8月のA教授の家族のアメリカ旅行旅費444,210円が、研究室の通帳の預金から支払われていることが認められる。